

大阪市立城東小学校 いじめ防止基本方針

令和7年 4月1日改定

子どもの人権を尊重することは、文部科学省の「第三次とりまとめ」の個別的な人権課題の取組に明記されている。本校でも、教育活動の基盤である人権教育をあらゆる取組の中で推進し、“一人一人がちがいを認め合う仲間づくり”を育むために、子どもの人権を大切にした実践をすすめてきた。その一方で、子どもの人権を大きく侵害するいじめは、今や子どもたちを取り巻く環境の中で最も懸念すべき状況を生み出す重大な問題となっている。そこで、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校のいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

1. いじめの定義【いじめ防止対策推進法第2条 参照】

「いじめ」とは、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であり、当該児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

2. いじめ対策の内容

(1)未然防止

①共通理解

教職員全体はいじめについての共通理解を図り、児童はいじめの問題について学び、学校全体に「いじめは絶対に許されることではない」土壤を醸成する。

②自己肯定感の高まり

児童が認められている、満たされている思いを抱くことができるよう、教育活動全体を通じて児童が活躍でき、自信がもてるような機会をもったり取組んだりする。

③授業改善や仲間づくり

アクティブラーニングの形態や方法を学習に盛込み、主体的に学べる授業を実践したり、違いを認め合えるような集団や仲間づくりを推進したりする。

(2)早期発見

教職員は教職員研修などを通じて、いじめに対する共通認識をもち、未然防止または早期発見に努める。

①児童観察と情報交換

日々の児童観察から積極的に学級・学年集団の人間関係の変化を把握し、日常的に教職員同士が児童の情報交換を図りながらいじめの兆候をとらえる。

②アンケート調査や教育相談

児童が現状を訴えやすいようにアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの有無やその内容等の実態を把握する。

③スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーの来校日や役割を周知し、児童および保護者や教職員がいじめについて相談できる体制を整備する。

(3)早期対応

①いじめ行為の制止

いじめと疑われる行為はその場で止め、いじめを受けた児童の安全確保を図るとともに心のケアに努める。

②詳細な事実調査と対応の検討

当該児童の関係職員が聞き取り等により情報を収集し、首席がそれぞれの情報を集約して事実関係を詳細に把握する。校内いじめ防止推進委員会で「学校安心ルール」を基にいじめの程度や対応を検討し全教職員で共通理解を図る。

③対応措置

加害児童へは「学校安心ルール」に基づいて、毅然とした態度で段階的な指導や対応をすすめ、段階によっては保護者や警察、関係機関等と連携する。いじめられた児童が安心して落着いて学習を受けられる環境を確保し、保護者の要望や意見等を尊重しながら誠意をもって対応にあたる。

(4)重大事態への対処【いじめ防止対策推進法第28条 参照】

重大事態と判断された場合は、大阪市教育委員会に速やかに報告し、連携して事実関係の調査及び対応を行う。調査の進捗状況や結果については、いじめを受けた児童・保護者に必要な情報を適切に提供するなどの対応を行う。

3. いじめ防止等の対策のための組織(いじめ防止推進委員会)

○活動内容

- ・月1回、推進委員会を開き、いじめ防止対策の進捗状況の確認をする。

- ・いじめの相談窓口や情報収集にあたり、関係機関との連携も図る。

○構成メンバー

校長、教頭、委員長（生活指導部長）、指導教諭（教務主任）

人権教育部長、養護教諭、特別支援コーディネーター

各学年生活指導担当（6名）、スクールカウンセラー

